

日調連発第12号  
令和5年4月21日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

民法等の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱い等に関する  
民事局長通達の一部差し替えについて（お願い）

民法等の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱い等については、客月30日付け日調連発第404号をもってお知らせしたところですが、この度、法務省民事局民事第二課から、別添の民事局長通達（令和5年3月28日付け法務省民二第533号）の差し替えについて連絡がありましたのでお知らせしますとともに、貴会会員への周知方につき、ご配意のほどよろしく申し上げます。

なお、変更点は下記のとおりです。

#### 記

- 第1の6の二（8ページ）
  - 誤： 「共有物に・・・」
  - 正： 「共有者に・・・」